

大洲市中小企業等応援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に使える大洲市中小企業等応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、大洲市補助金等交付要綱（平成28年大洲市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、中小法人及び個人事業者等（以下「中小企業等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所又は店舗を有する法人若しくは個人
- (2) 今後も引き続き市内で事業を継続する意思がある者
- (3) 納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がない者
- (4) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、支給対象者としなないものとする。

- (1) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号に規定する大企業者（以下「大企業者」という。）
- (6) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有している者
- (7) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している者
- (8) 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- (9) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第2項に規定する国家公務員一般職及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する地方公務員一般職
- (10) その他市長が適当でないと認める者

(支給要件)

第3条 給付金の支給を受けることができるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 国の持続化給付金又は県のえひめ版創業者持続化緊急給付金（以下「国県給付金」という。）を受給していないこと。
- (2) 令和2年1月以降、前年同月比50パーセント以上減少した月がないこと。
- (3) 令和2年3月から令和2年6月までの任意の1月の事業収入が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年同月と比較し、30パーセント以上50パーセント未満減少していること（以下「影響月」という。）。
- (4) 影響月の属する直近の税務申告において、年間事業収入が、120万円以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、新規創業等により、前年同月比較ができない場合又は年間事業収入が120万円に満たない場合は、この限りでない。

(支給額)

第4条 支給する給付金の額は20万円とし、支給は1回限りとする。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大洲市中小企業等応援給付金支給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類を審査し、その審査結果を大洲市中小企業等応援給付金支給決定通知書（様式第2号）又は大洲市中小企業等応援給付金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により支給を決定した申請者（以下「支給決定者」という。）に対し、給付金を支給するものとする。

(報告)

第6条 申請者は、給付金の申請後に、国県給付金を受けることとなった場合は、持続化給付金受給報告書（様式第4号）により、市長へ報告しなければならない。

(検査等)

第7条 市長は、給付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、支給決定者に対して報告させ、又は当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査させることができる。

(決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、給付金の支給決定を取り消し、大洲市中小企業等応援給付金支給決定取消通知書（様式第5号）により支給決定者に通知するものとする。この場合において、既に給付金が支給されているときは、大洲市中小企業等応援給付金返還請求書（様式第6号）により、市長はその返還を命ずることができるものとする。

- (1) 国県給付金を受けることとなったとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段により給付金の支給を受けたとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する